

2024,03,15

NO. 209

申32号団体交渉終了後  
全地本代表者会議を開催し

## 2024年度賃金のベースアップ 夏季手当

JTSU-E 春  
2024 春

# 妥結

### すべての社員に適用される賃金制度は 公正公平でなければならない！

「令和6年度新賃金・夏季手当のポイント」を用いた回答は  
会社の欺瞞性と対外的に注力した手法であり、  
組合員と社員を置き去りにした経営姿勢は決して許されない！

妥結にあたり労使で以下4点について確認！

- 労働条件の向上、処遇改善、健康増進などを通じて社員・家族の幸福の実現、そしてグループ全体の成長に繋げていく。
- 働きがいを創出するために処遇改善に継続して取り組む。
- 安心して働ける環境をつくる。
- 労働条件の最たるものは賃金であり真摯に労使議論を行っていく。

会社の“ごまかし”によって必要な人に賃金・手当が行き届いていない現実を直視し  
誰もが働きがい・生きがい・心の豊かさを実感するために、大きく歩み出そう！